

福岡市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は本市がふるさと納税を活用して調達した資金（以下「調達資金」という。）により、社会や地域の課題解決に取り組むソーシャルスタートアップの経営基盤強化にかかる取組みを支援することで、福岡市民をはじめ、市内外の人々の持続的でより良い生活を実現することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルスタートアップ 福岡市民をはじめ、市内外の人々の持続的でより良い生活の実現に向けて、社会や地域の課題解決に資する事業を営む中小企業等をいう。
- (2) 中小企業等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者（個人事業主を含む）をいう。
- (3) 個人版ふるさと納税 地方税法第 37 条の 2、第 314 条の 7 および所得税法第 78 条に規定する寄附をいう。
- (4) 企業版ふるさと納税 「福岡市まち・ひと・しごと創生推進計画に定める事業」に対して、民間企業が行う地方創生応援税制上の寄附をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業内容が、市内外の人々から広く共感を得られるソーシャルスタートアップであること。
- (2) 福岡市内に本店を置き、創業概ね 10 年以内であること。
- (3) 調達資金が目標額に達しない場合も、補助事業を実施する者であること。
- (4) 取り組む課題の解決に向けて、測定可能な効果指標を設定すること。
- (5) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (6) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象外とする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、経営基盤の強化にかかる取組みであって、第 11 条第 2 項に規定する通知を受けたものをいう。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、補助対象者の経営基盤強化のための取組みにかかる経費（別表1）とする。

2 前項の規定にかかわらず、慶弔費、懇親会費、食糧費、租税公課（消費税や公共料金等）、金融機関への振込手数料等は、補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の額)

第7条 次の表に定める補助上限額において、予算の範囲内で市長が決定する。ただし、第14条第2項に該当した場合は、その調達資金額を補助上限額とする。

A コース	補助率 補助対象経費の10分の10
	上限額 750万円または集まった調達資金額のうち、いずれか低い額
B コース	補助率 補助対象経費の10分の10
	上限額 300万円または集まった調達資金額のうち、いずれか低い額

(補助対象期間)

第8条 補助の対象期間は、交付決定により定めた日から当該年度の3月31日までとする。

(事業認定の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業認定申請者」という。）は、その事業が第2条に規定する目的に適合し、第4条及び第5条に規定する要件を満たしていることの認定（以下「事業認定」という。）を市長より受けなければならない。

2 事業認定申請者は公募により募集する。

3 事業認定申請者は、市長に対して、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を添えて申請（以下「事業認定申請」という。）しなければならない。

(1) 事業認定申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書

(3) 役員名簿

(4) 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届）

(5) 定款、規約等（個人事業主を除く）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(評価委員会の設置)

第10条 市長は、事業認定に係る評価を適正に行うため、必要に応じて評価委員会を設置することができる。

2 評価委員会は、学識経験者、支援機関の職員その他の専門家により構成する。

3 評価委員会は、市長の依頼を受け、事業計画について第2条の目的に適合するかの観点から評価することとし、その意見を市長に報告するものとする。

(事業の認定)

第11条 市長は、事業認定の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査する。

2 市長は、必要に応じて評価委員会の評価を踏まえ、第9条の申請が第2条の目的に適合し、かつ第4条及び第5条を満たし、補助金を交付すべきものと認めたときは、認定の内容および

これに付した条件を様式第2号により事業認定申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前条の申請が第2条の目的に適合せず又は第4条及び第5条に規定する要件を満たさず、補助金を交付することが不適当と認めたときは、その旨を様式第3号により事業認定申請者に通知するものとする。

(事業の変更認定)

第12条 前条により事業認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、当該認定に係る事業（以下「認定事業」という。）を変更しようとするときは、様式第4号を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、その旨を様式第5号により当該認定事業者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第13条 市長は、次のいずれかに該当すると認めた場合は、第11条による事業認定を取り消し、その旨を様式第6号により当該認定事業者に通知するものとする。

- (1) 認定事業者が認定事業を取り止めたとき。
- (2) 認定事業者が虚偽の申請その他不正な行為を行ったとき。
- (3) 認定事業者（法人の場合は役員等）が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (4) 第23条の規定により交付決定を取り消したとき。

(資金の調達)

第14条 市長は、本市ホームページ内や本市が契約するふるさと納税ホームページ運営事業者の運用するサイトにおいて募集期間を定めて認定事業を掲載し、資金の調達を行う。

- 2 資金の調達は、認定事業者が第9条の事業認定申請時に設定する目標金額を上限に行う。ただし、目標金額到達に至った最後の寄附を前項記載のサイト経由で受け入れた結果、やむを得ず目標金額を寄附額が超過した場合は、目標金額に当該超過分を上乗せした金額で調達を行う。

(補助金の交付申請)

第15条 認定事業者は、寄附金が目標金額に達したとき、または寄附金の募集期間終了後、第7条の規定により市が算定した額について確認の上、市長に対し、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付の申請を行わなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第7号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助対象経費収支予算書（様式第8号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により市長が定めた期日までに補助金の交付の申請を行わなかった認定事業者は、補助金の交付を辞退したものとみなす。

(補助金の交付の決定)

第16条 市長は、前条による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに付した条件を様式第9号により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果により補助金を交付することが不適当と認められたときは、すみやかにその旨を様式第10号により申請者に通知するものとする。

(決定事業の変更認定)

- 第17条 前条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定に係る事業（以下「決定事業」という。）を変更しようとするときは、様式第11号により市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、当該交付決定者にその旨を様式第12号により通知するものとする。

(事業の実績報告)

- 第18条 交付決定者が決定事業の実績を報告するに当たっては、市長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 補助対象事業実績報告書（様式第13号）
 - (2) 補助対象経費収支決算書（様式第14号）
 - (3) 補助対象経費の支払い実績がわかる書類
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の報告は、交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。
 - 3 前項の規定に関わらず、決定事業が完了したときは当該完了した日から起算して1月以内に第1項の報告を行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第19条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る決定事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を様式第15号により当該交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第20条 市長は、前条の規定による調査確認により、決定事業が補助対象事業に適合しないと認めるときは、是正その他必要な措置をとるよう、交付決定者に指導することができる。

(交付の時期)

- 第21条 補助金は、第19条の規定による通知を行った後に交付するものとする。ただし、交付決定者より、福岡市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金概算払い願（様式第16号）および収支予算執行計画表が市長に提出され、事業の性質上、その事業の完了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。
- 2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(暴力団の排除)

- 第22条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、第4条の規定に関わらず、次の各号に掲げる者は、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助金の交付決定者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 前項の規定による交付決定の取り消しにおいては、第23条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、事業認定申請者に対し役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

（決定の取消し）

- 第23条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 決定事業を取り止めたとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認められるとき。
 - (3) 第4条及び第5条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - (4) 第13条の規定により事業認定を取り消したとき。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を様式第17号により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第24条 市長は、第22条及び前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の当該取消しに係る額の返還を命じるものとする。

（状況報告）

- 第25条 市長は、交付決定者に対し、決定事業の進捗状況等について補助金交付決定を受けた当該年度から5年間は報告を求めることができる。

（財産の処分制限）

- 第26条 交付決定者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち交付規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入または製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が1個50万円以上のものとする。
 - 3 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第18号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、交付決定者にその旨を様式第 19 号により通知するものとする。
- 5 市長は、第 3 項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができるものとする。

(規定外の事項)

第 27 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。
(経過措置)
- 3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。
(経過措置)
- 3 令和 7 年 3 月 31 日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

別表 1（第 6 条関係）補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施にかかる経費のうち、以下の経費を対象とする。

補助対象経費	内容
(1) 展示会出展や広報活動等に要する経費	・展示会出展及びイベント参加等にかかる小間料及び参加費 ・展示会出展及びイベント参加等にかかる交通費、宿泊費等の旅費 ・製品パンフレット等の印刷費、販売促進の広告費、ホームページ制作・改修費等
(2) 新規開発・改良にかかる経費	・マーケティング調査費、開発費、原材料費、外注費 等
(3) 業務効率やオンライン対応に必要なシステム導入にかかる経費	・外注費、ソフトウェア購入費、機材購入費 等
(4) 自社の人材育成・教育に必要な講座受講等にかかる経費	・講座受講料、講師謝礼・講師派遣旅費 等
(5) 人件費	・経営基盤の強化にかかる人件費（社会保険料負担を含む）
(6) その他、経営基盤強化のための取組のために必要な経費	・その他、経営基盤強化のために必要な経費として市長が認めるもの。